

## 社会福祉法人ひまわり会わかまつ園介護福祉士実務者養成施設学則

(設置目的)

第1条 介護職員実務者研修の資格取得と社会福祉関連の専門知識の取得を目指すと同時に、実習を通じて、介護関係の職員として利用者の信頼を受け得る優秀な人材の育成を図ることを目的とし、実務者研修（以下「研修」という。）を実施するため、介護福祉士実務者養成施設（以下「養成施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 養成施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人ひまわり会わかまつ園介護福祉士実務者養成施設
- (2) 位置 鹿児島県薩摩川内市高江町1735番地1 薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター

2 研修の名称は、社会福祉法人ひまわり会わかまつ園介護職員実務者研修とする。

(修業年限)

第3条 修業年限（研修期間）は、開講日から修了日まで、6か月とする。

(生徒定員及び学級数)

第4条 生徒定員は、1学級30人とする。

2 学級数は、1学級とする。

(養成課程及び履修方法)

第5条 養成課程及び履修方法は、介護職員実務者研修（通学課程）とする。

(学年、学期及び休業日)

第6条 学年及び学期は、特に定めのないものとする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) その他養成施設が定める日

(入所時期)

第7条 入所（入学）時期は、毎年、10月、開講日初日とする。

(入所資格)

第8条 入所資格（受講対象者）は、雇用保険受給資格者等で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、介護福祉士等関係の免許・資格を有する者を除く。

- (1) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者
- (2) 公共職業安定所長の受講指示を受けた者
- (3) その他養成施設が受講者として適当と認めた者

(募集方法)

第9条 生徒（受講生）の募集は、ホームページ、チラシ等の募集広告により行う。

（入所者の選考）

第10条 公共職業安定所長の受講指示を受けた者等、受講申込者の中から、入所者（受講者）の選考を行う。

2 入所者（受講者）の選考に当たっては、受講申込書等の書類審査によるほか、面接及び作文の試験を実施し、決定する。

（入所手続）

第11条 入所手続（受講手続）は、受講決定通知（受講案内書の送付を含む。）をもって、行う。この場合において、当該受講決定通知後、所定の期日までに、テキスト代その他必要な経費等を納付しなければならない。

（退学、休学、復学及び卒業）

第12条 受講生が退学しようとするときは、退学願を提出し、養成施設の許可を得なければならない。

2 休学及び復学は、原則として認めないこととし、特に定めのないものとする。

3 受講生が全研修カリキュラムを履修し、第17条の規定による課程修了の認定において一定の認定基準を超えていると認めるときは、そのときをもって卒業（修了）とする。

4 前項の場合において、各科目の定める時間数の3分の2以上を出席したものに限り、履修したこととする。

（欠席者の取扱い）

第13条 欠席、遅刻及び早退は、原則として認めないこととする。

2 遅刻及び早退については、欠席者の取扱いとする。

3 前項に定めるもののほか、欠席者（遅刻者及び早退者を含む。）が次条の規定に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、同条の規定により、補講を実施し、履修させることができる。

（補講の取扱い）

第14条 受講生がやむをえない事情等によって研修カリキュラムの一部を受講しなかった場合は、補講を実施し、履修させるものとする。この場合において、補講に係る受講料については、原則として自己負担とする。

2 前項に定めるもののほか、補講等の取扱いは、別に定めるところによる。

（科目免除）

第15条 科目免除は、認めないこととする。

（解約条件等）

第16条 次の解約条件のいずれかの一に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

（1）受講意欲を著しく欠き、又は修了の見込みがなく、かつ、その姿勢・態度が研修の目的に沿わないと認める者

(2) この学則その他養成施設が定める諸規則に違反し、又は受講生としての本分に反する行為があった者

(3) 研修期間中に法律に触れるような犯罪行為があった者

(4) その他養成施設が受講者として不相当と認めた者

2 第18条第2項の規定の内容は、前項の規定により受講資格を取り消した場合においても、同様とする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第17条 各科目ごとに習得度の評価を行うこととし、学習の評価は、レポート、紙上演習、小テストなど適切な方法により行う。この場合において、各科目について、到達目標に達していないと判断されるときは、課題の再提出及び再評価を行うこととする。

2 課程修了の認定は、研修修了者の質の確保を図る観点から、全科目の修了時に筆記試験による修了評価を実施するなど、厳正に行う。

3 全研修カリキュラムを履修し、前項の定める課程修了の認定において一定の認定基準を超えていると認める受講者に対し、修了証明書を発行する。

4 受講者が修了証明書を紛失等した場合の対応（修了証明書再発行の取扱い）は、別に定めるところによる。

(入所料等)

第18条 入所料（受講料）は、無料とする。ただし、テキスト代その他必要な経費等については、自己負担とする。

2 前項の場合において、既納のテキスト代その他必要な経費等については、開講後は、原則として返還しない。

(研修カリキュラム)

第19条 実務者研修を修了するために、履修しなければならない研修カリキュラムは、別表のとおりとする。

(教職員の組織)

第20条 教職員の組織は、次のとおりとする。

(1) 養成施設の長 1名

(2) 専任教員 3名

(3) 講師 10名以上

(4) 事務職員 2名

(受講者の本人確認)

第21条 養成施設は、別に定めるところにより、受講者が本人であるかどうかの確認を行うものとする。

(賞罰)

第22条 すべてにおいて優秀であり、かつ、他の受講生の模範となる者について、褒賞することができる。

2 受講生がこの学則その他養成施設が定める諸規則に違反し、又は受講生にその本分に反する行為があったときは、訓告、停学、退学等の懲戒処分を行うことができる。

(情報開示の方法)

第23条 情報開示の方法については、別に定める養成施設が公表すべき情報の内訳を自らのインターネット上において開示を行い、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択などが行われる環境を整備し、研修の質の確保・向上に努める。

(個人情報の取扱い)

第24条 個人情報の取扱いについては、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこととし、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するように努める。

2 受講生が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう必要な措置を講じる。

(その他研修実施に係る留意事項)

第25条 天災その他やむをえない事情等により、研修の実施が困難であると判断したときは、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合において、新たな日程を設けるなど受講生の不利益にならないよう最善の配慮を払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、研修の実施に当たっては、安全の確認、事故の防止等に関し、必要な措置を講じる。

(施行細則)

第26条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認めるときは、養成施設がこれを定める。

## 附 則

1 この学則は、平成27年10月1日から施行する。

2 実務者研修については、当分の間、鹿児島県離職者等再就職委託訓練（介護・福祉科（実務者研修））と併せて実施するものとする。